

AUGUST

## ACCESS

くすりのみらいをかたる

vol.03



## オンライン資格確認の本質はデータヘルス改革の基盤

若い働き手が激減する2040年に備え薬局のデジタル化は急務



# VIATRIS

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課  
保険データ企画室 室長

## 大竹 雄二氏

Yuji Otake

6月に公表された「骨太方針2022」には、オンライン資格確認の原則義務化が明記されました。厚生労働省保険データ企画室室長・大竹雄二氏は、データヘルス改革を進める上で極めて重要だからこそ、原則義務化という強い措置となったと背景を説明します。その一方で、2040年を「若者が激減する想像を絶する社会」と指摘、若い働き手が減少する社会の到来に備え、薬局はデジタル化を急ぎ、本来業務に集中できる体制を整える必要があると、警鐘を鳴らしました。

### オンライン資格確認なくして医療のデジタル化は進まない

——オンライン資格確認の導入が進められています。進捗状況をまず、お聞かせください。

**大竹** 顔認証付きカードリーダーの申し込み状況は、病院・診療所・薬局全体で約60%となっています(6月26日時点)。病院は80%ですが、医科診療所は47%とあまり進んでいません。一方、薬局は83%を超えており、業界全体がデジタル化に積極的に取り組んでいることを物語っています。これは行政としても有難いことだと思っています。

また、実際に運用を開始している施設は、全体で23%に止まっています。そのなかでも、薬局は41%を超えていて、普及がだいぶ進んできた印象を持っています。実際に、私が視察に行った肌感覚では、門前薬局の70~80%は導入している印象です。当面は、運用を開始している施設を全体の50%まで高め

ることが課題です。半数の薬局や医療機関で、オンライン資格確認の象徴とも言える顔認証付きカードリーダーが置かれ、実際に患者さんが使うようになれば、医療の世界が変わりつつあることが国民の皆さんにわかりやすく伝わるので、さらに導入スピードがアップするものと期待しています。

——「骨太方針2022」では、オンライン資格確認を2023年4月から原則として義務付けることが明記されました。こうした流れの背景についてお聞かせください。

**大竹** われわれのアナウンスの仕方にも問題があるのかもしれません、「マイナンバーカードが保険証として使えます」とか、「オンラインで資格確認ができます」とお伝えしても、たぶん、国民の方だけでなく薬局関係者の方も、「それだけなの!?」という印象を持たれているのではないかと思います。「確かに、マイナ

ンバーカードを保険証として使えたなら便利だろうけど、だから何なの?」と受け止める方も少なくないのではないでしょうか。その原因は、将来どうなっていくのかということを具体的にお伝えできていないからだと考えています。また、医療情報の確認が可能になったとしても、患者さんにとってのメリットが実感しにくいことも事実です。そうした背景から、積極的な利用の拡大には繋がっていないと理解しています。

現在、国はオンライン資格確認の推進に旗を振っていますが、これは、マイナンバーカードの普及のみならず、医療のデジタル化を推進する施策の一環です。どこの医療機関や薬局に行っても、自分の医療情報や薬剤情報を共有できるようになれば、いちいち患者さんが口で説明するまでもなく、医療従事者は正確な情報を把握できるようになります。他の医療機関でどのような医療を受けていて、どのような薬を服用しているのかが瞬時に分かることは、医療のあるべき姿であり将来像であると考えています。こうした話は10年以上も前から議論されてきましたが、さまざまな要因で進みませんでした。しかし、ここにきて、その施策を進める基盤が

ようやく整備できたというのに、現在の状況だとご理解いただければと思います。

従ってオンライン資格確認は、これまで相互に繋がっていました健康・医療・介護分野の情報を有機的に利用できるようにする基盤だと、最近は説明しています。「オンライン資格確認」という名称は理解しにくいと思いますが、データヘルス改革の基盤であることがオンライン資格確認の本質です。ですから、オンライン資格確認は医療のデジタル化を進める上で極めて重要なですが、われわれが、そのことを強調すればするほど、実際に運用を開始している医療機関・薬局が23%に止まっていることが、逆に浮き彫りになってしまっています。さらなるサービスを早期に実現していくためにも、基盤となるこの仕組みを速やかに導入していただきたいという考え方から、来年4月から原則として義務化することを打ち出したわけです。確かに強い措置かもしれませんのが、それだけ重要であり、国民あるいは医療機関・薬局にとっては無くてはならないインフラになるものだということですので、ご理解いただきたいと考えています。

## マイナンバーカードをAndroidのスマホ搭載へ

一方で、国はマイナンバーカードの普及を進めています。薬局でも、マイナンバーカードの持参を患者さんに呼び掛けいますが、どのような取り組みを薬局に期待されていますか。

**大竹** 総務省によると、6月末時点の交付率は45.3%まで進んでいます。現在、厚労省では、マイナンバーカードを保険証として利用するための申し込みを推進していますが、一方で、保険証としての利用はマイナンバーカード全体の大きな絵の中の一部だと理解していただきたいと思っています。保険証以外にも、車の運転免許証としても使えるようにすることなど、様々な使い方が検討されていますが、マイナンバーカードでしか果たせない機能が、まだ国民に伝えられていないような気がしています。

マイナンバーカードの最大の「売り」は、なんと言ってもオンラインで厳格な本人確認ができます。これが唯一無二の特長です。一般行政の手続きにおいて、オンラインでさまざまな申請が可能になります。オンライン上でのなりすましを防止できますので、マイナンバーカードを持てば、市役所に行かなくてもほとんどの行政手続の申請が可能になるというのが理想です。そのためにも、交付時の1回だけは市役所に来ていただく、ということだと思います。

この大きな絵柄の中の一つとして、保険証としても利用できるわけです。また、厳格な本人確認ができるからこそ、紙の保険証のように単に資格確認の機能だけでなく、薬剤情報や特定健診情報など本当に本人確認ができないと渡せないような機微な情報を確認できるようになっています。機微な情報を扱う医療分野では、特にこの点は重要かと思います。こうした説明を、国はこれまで十分してきませんでしたので、今後は国の責任として、もっと発信していかなければならぬと思っています。

その一方で、患者さんにお聞きしますと、薬局薬剤師や事務職の方々は医療機関に比べると話がしやすいようですので、是非とも薬局店頭でも、薬剤情報や特定健診情報を正確に把握できることの大切さを伝えていただきたいと思っています。もちろん、国としても情報発信はしていきますが、どうしても限界がありますので、そうした部分を補足していただきたいと考えています。

ただし、国民の方がマイナンバーカードを持っていても、医療機関や薬局が顔認証付きカードリーダーを導入していかなければ使用する機会が生まれません。そのため国としては、まずは医療機関・薬局に導入していただきたいとの期待もあり、4月の診療報酬改定で電子的保健医療情報活用加算を新設しました。しかしながら、ご案内の通り、自己負担が増えることに繋がる

いう強いご意見をいただきましたので、義務化をしていくなかで見直しをすることになると思います。せっかく薬局でお勧めいただいても、「自己負担が増えるんでしょ?」と患者さんに言われてしまうとお勧めしにくいでしょうから、そうならないようになればと個人的には思っています。

――具体的な見直しの方向性は固まっているのでしょうか?

**大竹** まだ、細かい内容を申し上げる段階には至っていませんが、関係者の方々それぞれにとってプラスになるような工夫ができるかと考えています。将来的には、診察券としてもっと使えるようになると、格段に便利になると 생각ています。今はマイナンバーカードと診察券を出さなければなりませんし、また、お子

さんのいる方は、子どもの医療証も窓口に提出しなければなりません。1枚のマイナンバーカードで全て貰えるようになれば便利になると思いますが、それまでには、もう少し時間が掛かる見込みです。

さらに残されている課題として、現在、多くの方はマイナンバーカードを持ち歩く習慣がないことがあります。セキュリティーの心配などで家に置いてある方がほとんどです。この行動変容も大きな課題と受け止めしており、実際に使ってみて利便性を実感していただくことやとにかく慣れていただくことが重要です。今年度中にはAndroidのスマホに搭載することも検討されており、スマホに搭載できれば、行動変容にも大きく影響するものと期待しています。

## 人材確保の視点からデジタル投資は欠かせない

――薬局は今後、デジタルへの投資が不可欠であると考えられます。どのような視点が重要なのでしょうか?

**大竹** 先ほど、データヘルス改革の話をしましたが、10年前の医療関係者の多くは、「実現できれば良いよね」というレベルで受け止めていたと思います。多くの課題があったため、その優先順位が低くなり、結果として進展しませんでした。ところが今や、企業だけでなく行政もデジタル化が必須の時代になりました。

社会保障の分野では、2040年に向けて国は議論を進めていますが、人口構造の大きな変化にどのように対応していくのかが極めて重大な課題になっています。若い人が激減するという、これまで我々が経験したことがない、想像を絶する社会の到来が予測されています。これまで、良くも悪くも、高齢者人口が増えるという問題でした。そのことに対応するため、2025年までに地域包括ケアシステムを構築するとの方針でこれまで進めてきました。しかし今後は、若年層が大きく減り込んでいきますので、今までの社会保障サービスが成立するかどうかも不透明になってきます。

この20年ほどは、財政面で社会保障制度を維持できるかが議論の中心でしたが、今後はおカネの問題だけでなく、サービスを支える人間をいかに確保していくかも大きな問題になっていくことが明らかになっています。極端な話、おカネはあるのだけれども、地域に支え手がいなくてサービスを提供できないという事態も想定されます。そのような事態は早くも地方では起こり始めていますが、近い将来、そうした事態が全国で発生することが予見されています。従って、2040年に向けては、人材の確保という視点がさらに重要になっていくと考えています。

